

令和5年度 被災建築物応急危険度判定技術者講習会 を開催しました。

「令和5年度 被災建築物応急危険度判定技術者講習会」を下記日時にて開催しました。

- ・令和5年12月19日(火)宮城県大崎合同庁舎 5階501会議室
- ・令和5年12月21日(木)宮城県行政庁舎 2階講堂
- ・令和6年 1月22日(月)宮城県行政庁舎 2階講堂
- ・令和6年 1月25日(木)宮城県石巻合同庁舎 2階201・202会議室

被災建築物応急危険度判定は、地震発生後速やかに、被災した建築物の現地調査を行い、余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定し、その結果を判定ステッカーで表示することで、住民や付近の歩行者等に危険情報を提供します。

本講習会は、被災建築物応急危険度判定士への登録希望者を対象に、県が毎年度開催しており、登録希望者は講習会にて判定の制度や技術について学び、登録申請書を提出することで、県による登録を受けることができます。当日は、県内の建築士や建築行政職員など4日間で138人が受講しました。

宮城県内では、過去4回、被災建築物応急危険度判定が実施されており、平成23年の東日本大震災では、延べ3千人の判定士により約5万棟という膨大な数の建築物の判定が実施されました。県では現在約2千人の判定士を登録していますが、県内市町村や民間建築団体とも連携し、さらなる判定実施体制の整備を進めています。

